

## 群馬大学理工学部副理工学部長に関する内規

平成25年4月1日 制定

### (趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学理工学部副理工学部長（以下「副学部長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 本学部に、副学部長を置き、教授をもって充てる。

### (職 務)

第3条 副学部長は、理工学部長（以下「学部長」という。）を補佐し、学部長の指示する全学部的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

### (選 考)

第4条 副学部長は、学部長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

### (任 期)

第5条 副学部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学部長の任期を超えることはできない。なお、評議員が学部長から指名されたときは、学府長の任期を超えることができる。

### (内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

### 附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。